

社会・援護局関係主管課長会議資料

令和 7 年 3 月

総 務 課
自殺対策推進室

目 次

重点事項

第1 自殺対策の推進について	
1 自殺の現状について	1
2 自殺対策について	2

参考資料

1 自殺対策の推進について	12
2 自殺者数の年次推移等	12
3 小中高生の自殺者における自殺未遂歴	16
4 都道府県別の小中高生の自殺者数(令和元年～令和5年の累計)	16
5 第4次「自殺総合対策大綱」	17
6 こどもの自殺対策緊急強化プラン	19
7 こども・若者の自殺危機対応チーム事業	20
8 自殺対策関係予算の概要	23
9 地域自殺対策強化交付金	23
10 自殺対策に関する調査研究等の推進	24
11 地域における自殺防止対策の強化	24
12 こどもの自殺対策の推進のために(関係大臣連名メッセージ)	25
13 ゲートキーパーの推進について	26
14 自殺報道への対応(WHO自殺報道ガイドラインを踏まえた報道の要請)	27
15 令和6年度 自殺対策強化月間における広報の取組	27
16 厚生労働省ホームページ「まもろうよ こころ」	28
17 支援情報検索サイトの利用方法	28

重点事項

第 1 自殺対策の推進について

1 自殺の現状について

自殺対策基本法が成立した平成 18 年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は 38%減、女性は 35%減となっており、これまでの取組に一定の効果があったと考えられる。(平成 18 年:32,155 人→令和元年:20,169 人)

自殺者数は依然として毎年 2 万人を超える水準で推移しており、令和 6 年(※)は、暫定値ではあるが、総数としては、20,268 人で前年から 1,569 人減少と統計開始(1978(昭和 53)年)以降 2 番目に少ない数値となっている。男女別では、男性は 13,763 人で対前年差 1,099 人減と 3 年ぶりの減少となり、女性は 6,505 人で対前年差 470 人減と 2 年連続の減少となっている。

一方で、小中高生の自殺者数は 527 人と、統計のある 1980 年(昭和 55)年以降、最多の数値となっている。内訳としては小学生 15 人、中学生 163 人、高校生 349 人となっている。

※ 令和 7 年 1 月 29 日時点

令和 6 年(暫定値) 20,268 人、令和 5 年(確定値) 21,837 人

・うち男性 13,763 人(対前年差 -1,099 人)

・うち女性 6,505 人(対前年差 -470 人)

2 自殺対策について

(1) 第4次自殺総合対策大綱

本大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組の充実に加えて、子ども・若者、女性の自殺対策の強化など以下の4つの柱について重点的に取り組むこととされている。

1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
2. 女性に対する支援の強化
3. 地域自殺対策の取組強化
4. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化

なお、本大綱では、これまでの大綱に位置づけられていた施策についても継続して位置づけられていることから、総合的な対策を行うことにより自殺者数の約7割を占めている男性（中でも特に中高年層が多い）の自殺防止に向けても、引き続き対策を推進していくことが重要である。

また、本大綱のポイントは、以下のとおりである。

(子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化)

子どもの自殺等の事案について詳細な調査や分析を進めることや、子どもの自殺危機に対応していくチームとして関係者（学校、教育委員会、地方公共団体の自殺対策担当者、児童相談所、福祉施設、医療機関、警察等の関係機関や地域の支援者等）が連携する仕組み等の構築、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進、長期休業明け前後に子どもの自殺が多い傾向にあることから学校の長期休業時の自殺予防強化、GIGAスクール構想で配布されているPCやタブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を進めるほか、こども家庭庁と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制の整備をすることとしている。

(女性に対する支援の強化)

コロナ禍における女性の自殺者数の増加を踏まえ、妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策及び困難な問題を抱える女性への支援について「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化することとしている。

(地域自殺対策の取組強化)

地方自治体は国民一人ひとりの身近な行政主体として、各地域における各主体の緊密な連携により自殺対策を推進していく必要があることから、地方自治体は地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援や、自殺対策の中核機関となる地域自殺対策推進センターの機能強化を行うこととしている。

(総合的な自殺対策の更なる推進・強化)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進するほか、国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって、これまで取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化を行うこととしている。

具体的には、「孤独・孤立対策等との連携」、「自殺者や親族等の名誉等」、「ゲートキーパー普及」、「SNS相談体制充実」、「精神科医療との連携」、「自殺未遂者支援」、「勤務問題」、「遺族支援」、「性的マイノリティ支援」、「誹謗中傷対策」、「自殺報道対策」、「調査研究」、「国際的情報発信」などの取組を更に推進していく。

(自殺対策の数値目標)

第3次及び第4次大綱では、当面の目標としてG7の現在の自殺死亡率の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率を平成27年(18.5)と比べて30%以上減少(13.0以下)させることとしている。なお、令和5年の自殺死亡率は17.4となっている。

このように、本大綱は、これまでの取組の充実に加え、新たな課題への対

応を盛り込んだものとなっている。本大綱を踏まえて、各都道府県、市町村の地域自殺対策計画にも反映し、関係機関、関係団体との連携を更に深めながら、地域の実情に応じた効果的な取組を実施していくことが重要となる。

※自殺総合対策大綱について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html

（２）こどもの自殺対策緊急強化プラン

令和５年６月２日には、こども政策担当大臣を議長とする「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられた。

本プランにおいては、「こども・若者の自殺危機対応チーム」を全ての都道府県・指定都市で設置すること等が盛り込まれている。

（３）各種予算事業の実施

令和６年度補正予算では、現状、小中高生の自殺者数が過去最多の水準で推移していることを踏まえ、「こども・若者の自殺危機対応チームの立ち上げ等への支援」「地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援」「社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援」に係る経費を計上しているため、「こども・若者の自殺危機対応チーム」や「地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等」に積極的に取り組むことをお願いする。

特に、「こども・若者の自殺危機対応チーム」については、全ての都道府県・指定都市での設置を目指しており、令和６年度時点では16自治体での実施となっている。未設置の都道府県・指定都市においては、積極的に設置をお願いする。

【令和５年度】令和５年度当初予算

支援自治体数：４自治体（令和５年度交付決定ベース）

⇒ 長野県、福井県、大阪府、静岡市

【令和６年度】令和６年度当初予算、令和５年度補正予算（繰越分）

支援自治体数：16自治体（令和6年度交付決定ベース）

⇒（上記4自治体に加え）

青森県、宮城県、埼玉県、滋賀県、鳥取県、岡山県、徳島県、高知県、
大分県、札幌市、名古屋市、北九州市

また、自殺者の中には自殺未遂歴がある者が一定割合いることから、未遂者支援を通じて自殺の再企図を防ぐことは自殺防止に有用であるため、地域自殺対策強化交付金を活用した「自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業」等、地域における自殺未遂者に対する支援についても、積極的に実施をお願いする。

（４）地域レベルでの自殺対策の取組

自殺対策への取組は、地域自殺対策計画に基づき、その実効性の向上のため、PDCAサイクルを徹底し事業を展開していくことが重要であり、地域自殺対策計画の確認シートを積極的に活用いただきたい。また、都道府県等に設置されている地域自殺対策推進センターにおいては、管内市区町村の自殺対策推進に関するエリアマネージャーとして、管内市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証などの支援等、積極的な取組をお願いしたい。

また、大綱に基づき、厚生労働省においても、令和6年度に地域自殺対策推進センターの機能強化（センター長の配置、地域自殺対策プラットフォームの構築）を図るための予算の拡充を行っているが、地域づくりとして自殺対策を総合的に推進するため、都道府県におかれては市町村に対し、専任職員の配置や専任部署の設置がされるよう働きかけをお願いする。

<参考> 自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）抜粋

第3 自殺総合対策の基本方針

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

<地方公共団体>

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、

大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

(中略)

また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

(5) 自殺対策に関する指定調査研究等法人の自治体支援

令和2年2月に一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）を厚生労働大臣の指定調査研究等法人として指定し、同年4月から業務を開始しているところである。指定法人は、我が国の自殺対策の中核機関として機能するとともに、地域の状況に応じた自殺対策に助言をする役割を担っており、JSCPにおいて各地域を担当する「自治体コンシェルジュ」を配置しているので引き続き活用をお願いしたい。

(6) SNS地域連携包括支援事業

令和3年度より、厚生労働省において、全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し（特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク）、事業者と自治体や支援団体が連携し、入口から出口まで一貫した包括的支援体制を構築しているところである。

また、地方自治体が、SNS地域連携包括支援事業として、「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施するために必要な経費を計上している。

SNS相談内容に応じた地域における包括的支援体制を構築し、強化するためには、より多くの地方自治体及び地域のネットワークが連携した対応が不可欠であるため、SNS地域連携包括支援事業の積極的な活用をお願いしたい。

(7) ゲートキーパーの普及に向けた取組の推進

第4次自殺総合対策大綱においては、ゲートキーパーの取組の更なる普及促進に向けて以下の内容等が盛り込まれている。(主な内容の抜粋。下線は拡充部分)

- ・ ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。
- ・ 自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。
- ・ 若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。
- ・ 悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者が孤立せずに済むよう、支援する団体とも連携しながら、これらの家族等に対する支援を推進する。

このため、令和5年度以降、厚生労働省において全国的にゲートキーパー養成の取組を促進していくための研修基盤を整備していくとともに、全国の自治体におけるゲートキーパー養成研修の促進、更にゲートキーパーになった後も安心して活動が継続できるよう必要な支援を拡充していくこととしている。

特に、令和5年度からは、地方自治体によるゲートキーパー養成のより一層の推進を図るために、地域自殺対策強化交付金の交付率を1/2から2/3に引き上げたことから、これまで養成を実施していない自治体についても、交付金を活用した研修の開催について検討をお願いする。

また、いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)が作成した「自治体職員向けゲートキーパー研修 eラーニング」の受講勧奨について、引き続き、ご配慮をお願いする。

なお、令和5年度ゲートキーパー基盤整備事業において、ゲートキーパー養成研修用テキスト及びゲートキーパー養成研修用動画を厚生労働省ホームページ（まもろうよ ところ）にて公開しているため、活用をお願いします。

また、令和6年度においても、同事業を実施しており、令和5年度事業で作成したテキスト及び動画を活用した全国ブロック毎（6か所）の講師養成研修を開催しているため、積極的に参加をお願いします。

（参考）令和7年度ゲートキーパー関係予算（案）

（1）ゲートキーパー基盤整備事業（実施主体：国（委託事業））

- ・ 被災地におけるゲートキーパーに関する調査研究や、被災地におけるゲートキーパーの研修テキスト等の作成等を実施。

（2）ゲートキーパー養成事業

- ・ 同世代・同性のゲートキーパーの養成を推進することを含め、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施（地方自治体向け、交付率2/3）。

（3）ゲートキーパー支援事業

- ・ ゲートキーパーになった者が安心して継続的に活動できるよう、ゲートキーパーへの支援を実施（相談、アドバイス、居場所づくりを行う。）（民間団体向け、交付率10/10）。

（8）自殺報道ガイドラインの周知について

メディアによる自殺報道は、その報じ方によっては、自殺を誘発する可能性があり、特に著名人の自殺に関する報道は影響が大きいことが世界保健機関（WHO）から指摘されている。JSCPにおける分析でも、令和2年7月、10月及び令和4年5月の自殺者の増加については著名人の自殺報道の影響の可能性があると指摘されている。

WHOでは、メディアが適切な自殺報道を行うよう「Preventing suicide: a resource for media professionals, update 2023」（邦訳「自殺予防を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2023年版」（「自殺報道ガイドライン」、厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター訳））を策定しており、厚生労働省及びJSCPにおいて、自

自殺報道がなされた際には、必要に応じて、報道関係機関等に対して、自殺報道ガイドラインを踏まえた報道を行うよう要請している。

各自治体におかれても、地域における自殺報道の影響が大きいことが想定される事案には貴管内の報道関係機関等に対し、自殺報道ガイドラインを踏まえた報道を行うよう要請していただくとともに、その他、機会を捉えて周知を図っていただくよう、協力をお願いします。

URL：厚生労働省HP「メディア関係者の方へ」（WHO自殺報道ガイドライン）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/who_tebiki.html

（９）自殺予防週間（９月）及び自殺対策強化月間（３月）の取組

毎年、９月10日から16日を自殺予防週間、３月を自殺対策強化月間と定め、全国で相談事業の実施・拡充や集中的な広報・啓発活動を行っており、今年度は以下の取組を実施。

URL：令和６年度の広報の取り組みについて（自殺対策）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/r6_torikumi.html

令和６年度自殺対策強化月間においては、中高年向けのポスターや動画を作成し、早期の相談を呼びかけるとともに、こどもや若者向けにSNSによる情報発信や相談体制を拡充するなど集中的な啓発活動を実施しているため、ご協力をお願いします。

また、令和７年度自殺予防週間に向けては、長期休暇明け前後にこども・若者の自殺が増加する傾向を踏まえ、８月１日から自殺防止に向けた啓発活動を実施する予定であるので、ご協力をお願いします。

（参考）令和６年度自殺対策強化月間の取組について

○関係省庁の連携強化、大臣からの国民への呼びかけ

政府一丸となった自殺対策の推進に向けて、厚生労働大臣から関係閣僚に対して協力を依頼するとともに、関係大臣が連名でメッセージを発出する予定であるので、各自治体においても関係部局が連携の上、地域住民への積極的な啓発活動をお願いします。

○各地域での支援情報の発信について

自殺対策に係る広報ポスター、動画、バナー、リーフレット等を集約して、SNSなどを通じて、支援を必要とする方に相談窓口の情報を届けていくためのページ「広げてみよう支え合い」を令和4年8月に設置していること、また、自殺対策強化月間は、厚生労働省公式X(旧Twitter)やFacebookを集中的に投稿予定であることから、広報、啓発の際は、これらの広報媒体を是非ともご活用いただきたい。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/sasaeai/>

また、厚生労働省ホームページ「まもろうよ ころろ」については、令和7年1月29日に、サイト内に新たに「ころろを落ち着けるためのWeb サイト」のページを作成し、電話やSNSによる相談窓口とともに紹介しているので、改めて、関係部局や関係機関と連携の上、厚生労働省ホームページ「まもろうよ ころろ」の周知をお願いする。

URL：<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

○支援情報検索サイトの活用

毎年、自殺対策強化月間及び自殺予防週間にあわせて「支援情報検索サイト」への支援情報の登録をお願いしているが、支援が必要としている人が確実に適切な支援にたどり着けるよう、幅広い分野の支援情報の登録をお願いする。なお、自殺対策強化月間及び自殺予防週間以外の期間でも、「支援情報検索サイト」の更新は可能であるので、新たに追加したい支援情報がある場合には自殺対策推進室にご相談いただきたい。

URL：支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/>

参 考 资 料

自殺対策の推進について

(1) 現状・課題

- 令和6年の暫定値では、自殺者総数が前年を下回り、20,268人となった。また、男性の自殺者数(13,763人)が3年ぶりに減少し、女性の自殺者数(6,505人)が2年連続で減少した。一方で、小中高生の自殺者数は、527人と過去最多となった。
- 第4次自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)において、自殺対策の推進のため、取り組むべき施策が位置づけられた。
- 令和5年6月2日には、こども政策担当大臣を議長とする「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられた。
- 令和6年度補正予算では、現状、小中高生の自殺者数が過去最多の水準で推移していることを踏まえ、「こども・若者の自殺危機対応チームの立ち上げ等への支援」「地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援」「社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援」に係る経費を計上している。

(2) 令和7年度の取組

- 関係省庁、自治体、民間団体等が一丸となり、第4次自殺総合対策大綱及びこどもの自殺対策緊急強化プランに掲げる施策を推進。
- 地域自殺対策強化交付金において、引き続き、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。
- 全国における「こども・若者の自殺危機対応チーム」による支援、自殺未遂者に対する支援、ゲートキーパー養成の取組等を推進。

(3) 依頼・連絡事項

- 「こども・若者の自殺危機対応チーム」については、全ての都道府県・指定都市で設置を目指しているため、未設置の都道府県・指定都市においては、積極的に設置をお願いする。※令和6年度：16自治体が実施
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、地域自殺対策強化交付金を活用した「自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業」等、地域における自殺未遂者に対する支援について、積極的に実施をお願いする。
- 地域自殺対策強化交付金については、予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いする。
- 自殺対策強化月間に向けて、中高年男性に相談を呼びかける広報ポスター、広報動画を作成していることから、当該月間における相談事業の強化や普及啓発についてお願いする。
- いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)が作成した「自治体職員向けゲートキーパー研修 eラーニング」の受講をお願いする。

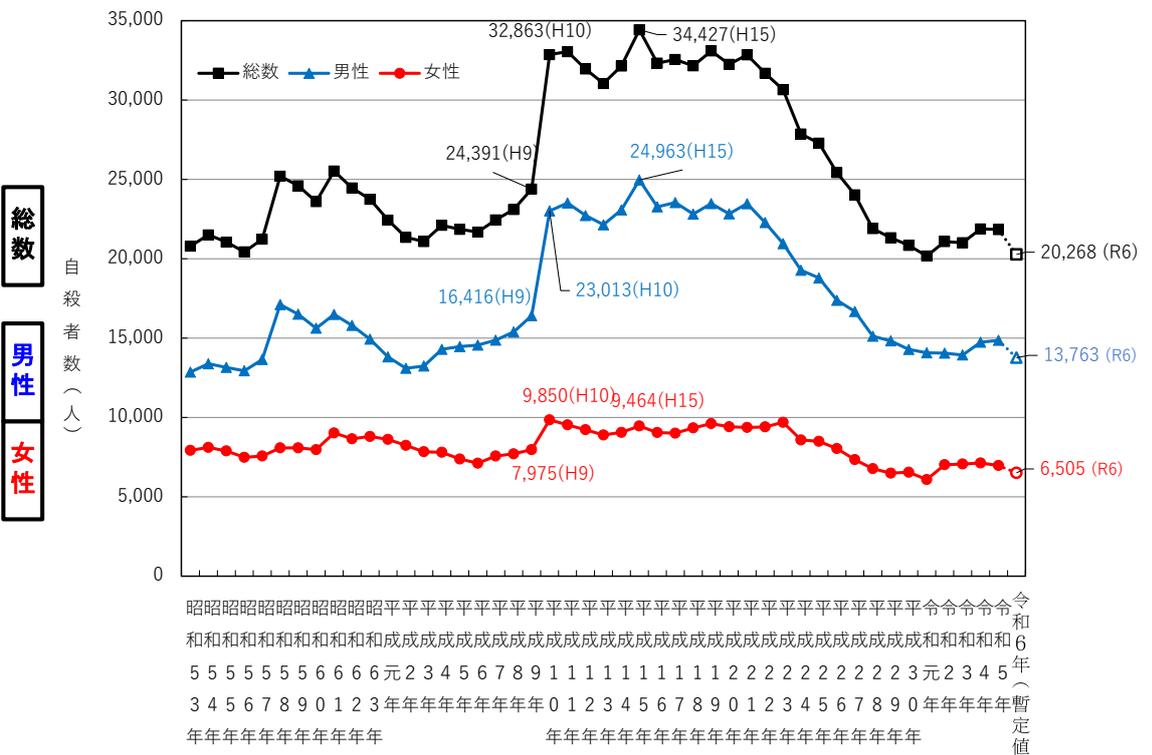


【令和6年(暫定値)】自殺者数の年次推移(昭和53年～令和6年)

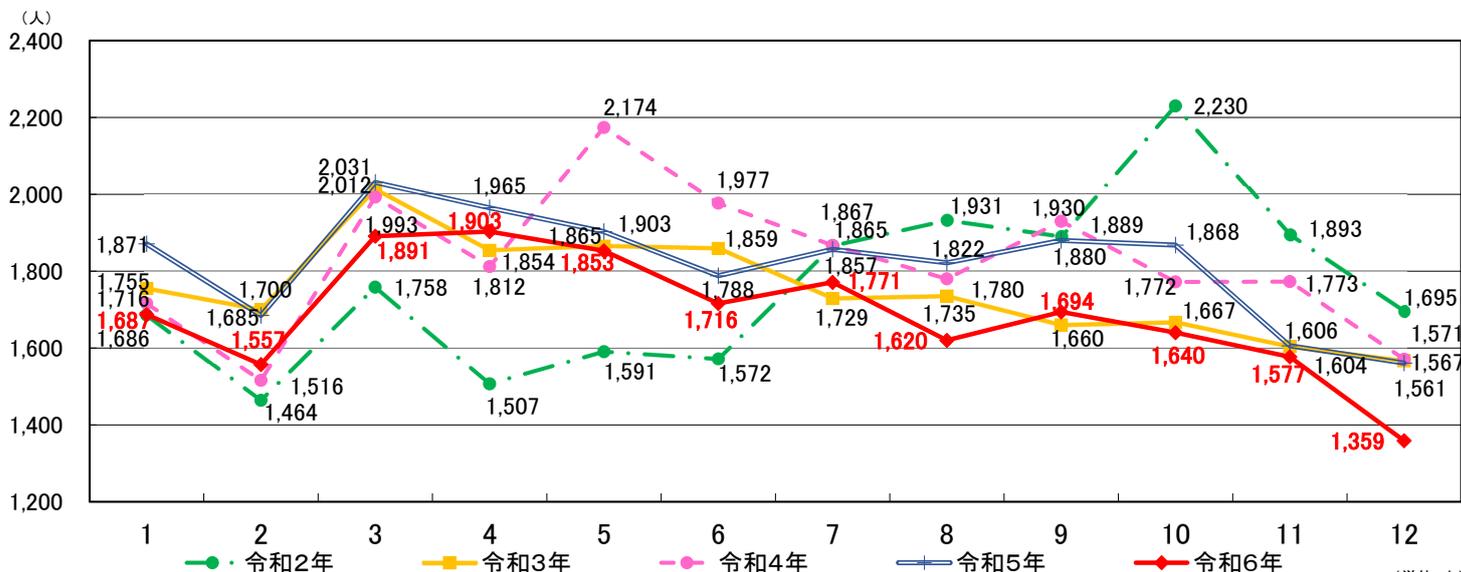
令和7年1月29日現在

年次別	総数	男性	女性
昭和53年	20,788	12,859	7,929
昭和54年	21,503	13,386	8,117
昭和55年	21,048	13,155	7,893
昭和56年	20,434	12,942	7,492
昭和57年	21,228	13,654	7,574
昭和58年	25,202	17,116	8,086
昭和59年	24,596	16,508	8,088
昭和60年	23,599	15,624	7,975
昭和61年	25,524	16,497	9,027
昭和62年	24,460	15,802	8,658
昭和63年	23,742	14,934	8,808
平成元年	22,436	13,818	8,618
平成2年	21,346	13,102	8,244
平成3年	21,084	13,242	7,842
平成4年	22,104	14,296	7,808
平成5年	21,851	14,468	7,383
平成6年	21,679	14,560	7,119
平成7年	22,445	14,874	7,571
平成8年	23,104	15,393	7,711
平成9年	24,391	16,416	7,975
平成10年	32,863	23,013	9,850
平成11年	33,048	23,512	9,536
平成12年	31,957	22,727	9,230
平成13年	31,042	22,144	8,898
平成14年	32,143	23,080	9,063
平成15年	34,427	24,963	9,464
平成16年	32,325	23,272	9,053
平成17年	32,552	23,540	9,012
平成18年	32,155	22,813	9,342
平成19年	33,093	23,478	9,615
平成20年	32,249	22,831	9,418
平成21年	32,845	23,472	9,373
平成22年	31,690	22,283	9,407
平成23年	30,651	20,955	9,696
平成24年	27,858	19,273	8,585
平成25年	27,283	18,787	8,496
平成26年	25,427	17,386	8,041
平成27年	24,025	16,681	7,344
平成28年	21,897	15,121	6,776
平成29年	21,321	14,826	6,495
平成30年	20,840	14,290	6,550
令和元年	20,169	14,078	6,091
令和2年	21,081	14,055	7,026
令和3年	21,007	13,939	7,068
令和4年	21,881	14,746	7,135
令和5年	21,837	14,862	6,975
令和6年(暫定値)	20,268	13,763	6,505

- 令和6年の自殺者数(暫定値)は20,268人となり、対前年比1,569人(約7.2%)減。このまま人数が確定した場合、統計開始(1978(昭和53)年)以降2番目に少ない数値となる。
- 男女別にみると、男性は3年ぶりの減少、女性は2年連続の減少となっている。また、男性の自殺者数は、女性の約2.1倍となっている。



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成



		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
令和6年	合計	1,687	1,557	1,891	1,903	1,853	1,716	1,771	1,620	1,694	1,640	1,577	1,359	20,268
	男性	1,140	1,043	1,291	1,318	1,245	1,168	1,188	1,110	1,181	1,130	1,036	913	13,763
	女性	547	514	600	585	608	548	583	510	513	510	541	446	6,505
令和5年	合計	1,871	1,685	2,031	1,965	1,903	1,788	1,857	1,822	1,880	1,868	1,606	1,561	21,837
	男性	1,240	1,179	1,445	1,371	1,313	1,197	1,248	1,219	1,288	1,264	1,062	1,036	14,862
	女性	631	506	586	594	590	591	609	603	592	604	544	525	6,975
対前年増減数(月別) <6-5>	総数	-184	-128	-140	-62	-50	-72	-86	-202	-186	-228	-29	-202	-1,569
	男性	-100	-136	-154	-53	-68	-29	-60	-109	-107	-134	-26	-123	-1,099
	女性	-84	8	14	-9	18	-43	-26	-93	-79	-94	-3	-79	-470
対前年増減率(月別) <6/5>	総数	-9.8%	-7.6%	-6.9%	-3.2%	-2.6%	-4.0%	-4.6%	-11.1%	-9.9%	-12.2%	-1.8%	-12.9%	-7.2%
	男性	-8.1%	-11.5%	-10.7%	-3.9%	-5.2%	-2.4%	-4.8%	-8.9%	-8.3%	-10.6%	-2.4%	-11.9%	-7.4%
	女性	-13.3%	1.6%	2.4%	-1.5%	3.1%	-7.3%	-4.3%	-15.4%	-13.3%	-15.6%	-0.6%	-15.0%	-6.7%

※令和5年は確定値、令和6年は暫定値
資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

年齢階級別、職業別、原因・動機別について
(令和6年(暫定値)と令和5年(確定値)の比較)

1. 年齢階級別の比較

		自殺者数	20歳未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-79	80歳以上	不詳
令和6年 (暫定値)	総数	20,268	800	2,457	2,391	3,205	3,786	2,580	2,678	2,344	27
	男	13,763	370	1,539	1,709	2,358	2,677	1,809	1,795	1,483	23
	女	6,505	430	918	682	847	1,109	771	883	861	4
令和5年 (確定値)	総数	21,837	810	2,521	2,587	3,625	4,194	2,798	2,901	2,370	31
	男	14,862	431	1,599	1,883	2,665	2,939	1,931	1,910	1,479	25
	女	6,975	379	922	704	960	1,255	867	991	891	6
差	総数	-1,569	-10	-64	-196	-420	-408	-218	-223	-26	-4
	男	-1,099	-61	-60	-174	-307	-262	-122	-115	4	-2
	女	-470	51	-4	-22	-113	-146	-96	-108	-30	-2

2. 職業別の比較

		有職者	学生・生徒等	うち				無職者	主婦・主夫	失業者	年金・雇用保険等生活者	その他の無職者	不詳
				小中高生	小学生	中学生	高校生						
令和6年 (暫定値)	総数	8,076	1,072	527	15	163	349	10,772	866	1,110	5,480	3,316	348
	男	6,317	589	239	9	64	166	6,584	15	892	3,467	2,210	273
	女	1,759	483	288	6	99	183	4,188	851	218	2,013	1,106	75
令和5年 (確定値)	総数	8,858	1,019	513	13	153	347	11,466	1,058	1,141	5,797	3,470	494
	男	7,063	572	259	5	73	181	6,827	18	901	3,624	2,284	400
	女	1,795	447	254	8	80	166	4,639	1,040	240	2,173	1,186	94
差	総数	-782	53	14	2	10	2	-694	-192	-31	-317	-154	-146
	男	-746	17	-20	4	-9	-15	-243	-3	-9	-157	-74	-127
	女	-36	36	34	-2	19	17	-451	-189	-22	-160	-80	-19

3. 原因・動機別の比較

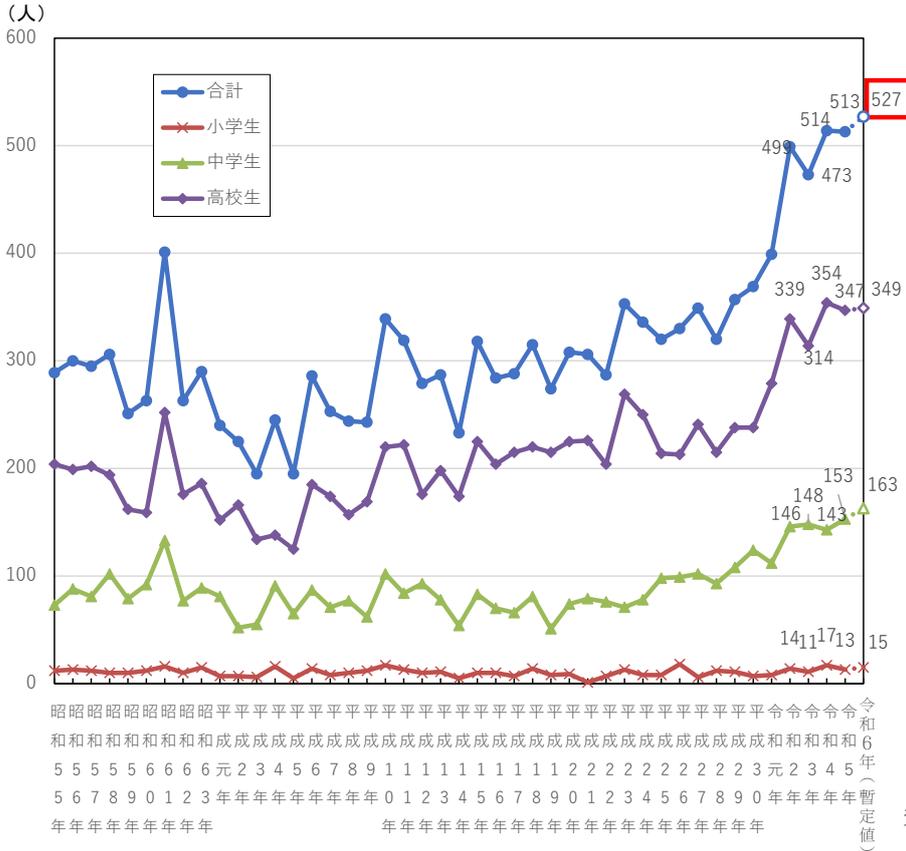
		家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	交際問題	学校問題	その他	不詳
令和6年 (暫定値)	総数	4,334	11,986	5,075	2,559	843	578	1,685	1,989
	男	2,670	7,036	4,445	2,143	504	353	1,183	1,482
	女	1,664	4,950	630	416	339	225	502	507
令和5年 (確定値)	総数	4,708	12,403	5,181	2,875	877	524	1,776	2,388
	男	2,877	7,224	4,508	2,451	536	340	1,244	1,793
	女	1,831	5,179	673	424	341	184	532	595
差	総数	-374	-417	-106	-316	-34	54	-91	-399
	男	-207	-188	-63	-308	-32	13	-61	-311
	女	-167	-229	-43	-8	-2	41	-30	-88

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和6年(暫定値)】小中高生の自殺者数年次推移

令和7年1月29日現在

○小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和6年(暫定値)では527人と、統計のある1980(昭和55)年以降で最多となっている。



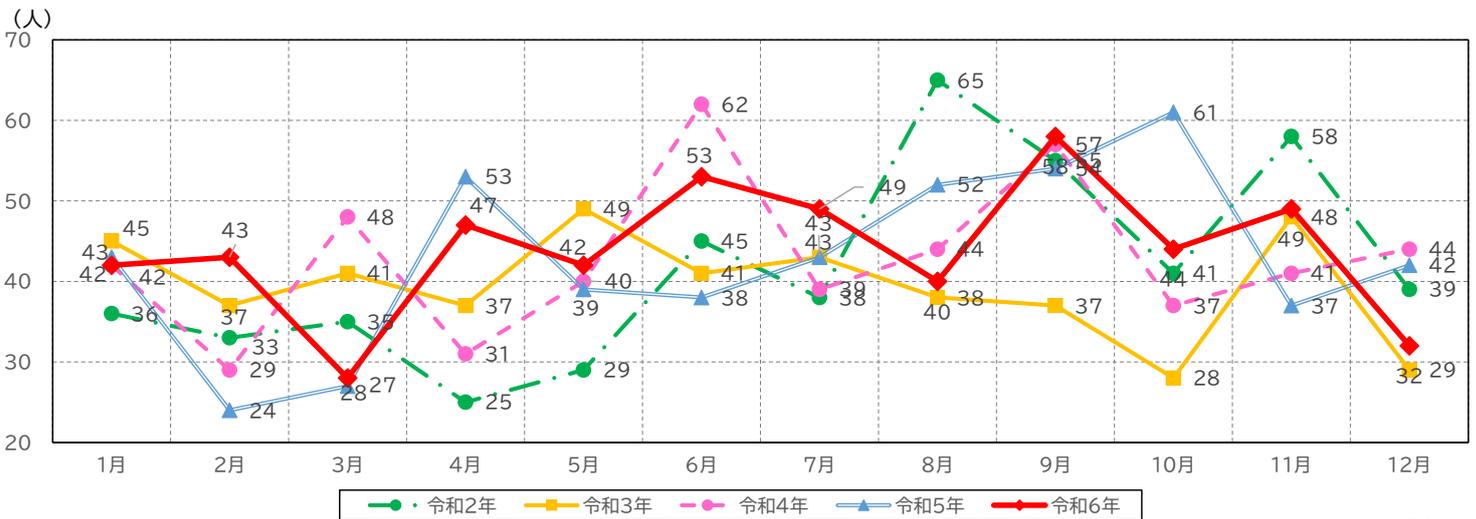
【令和5年、令和6年(暫定値)】
小中高生の自殺者数年次比較

	令和5年	令和6年(暫定値)	対前年増減数(R6-R5)
合計	513人	527人	14
小学生	13人	15人	2
中学生	153人	163人	10
高校生	347人	349人	2

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

【令和6年(暫定値)】小中高生の自殺者数の最近の動向(月別総数)

令和7年1月29日現在

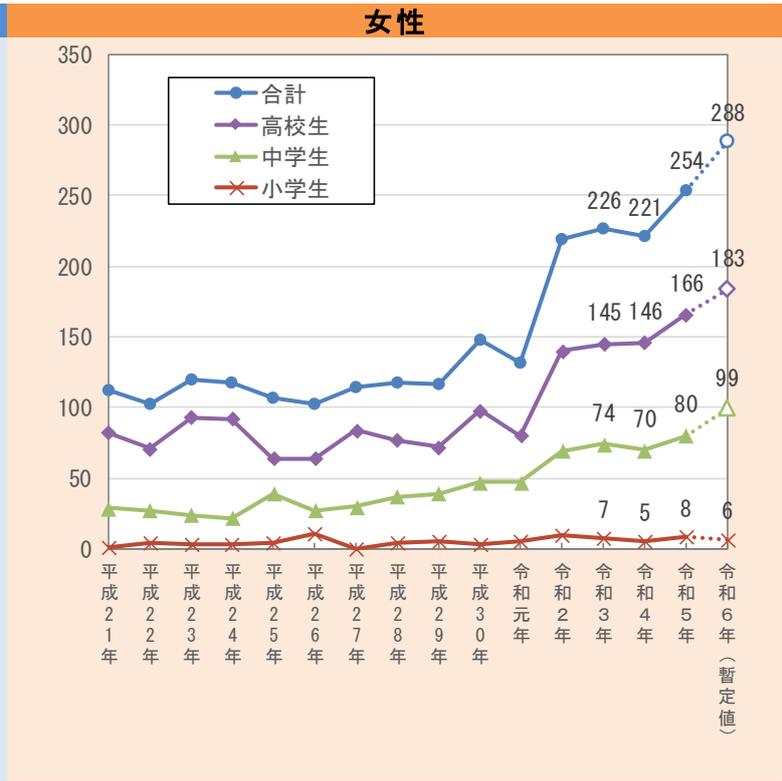
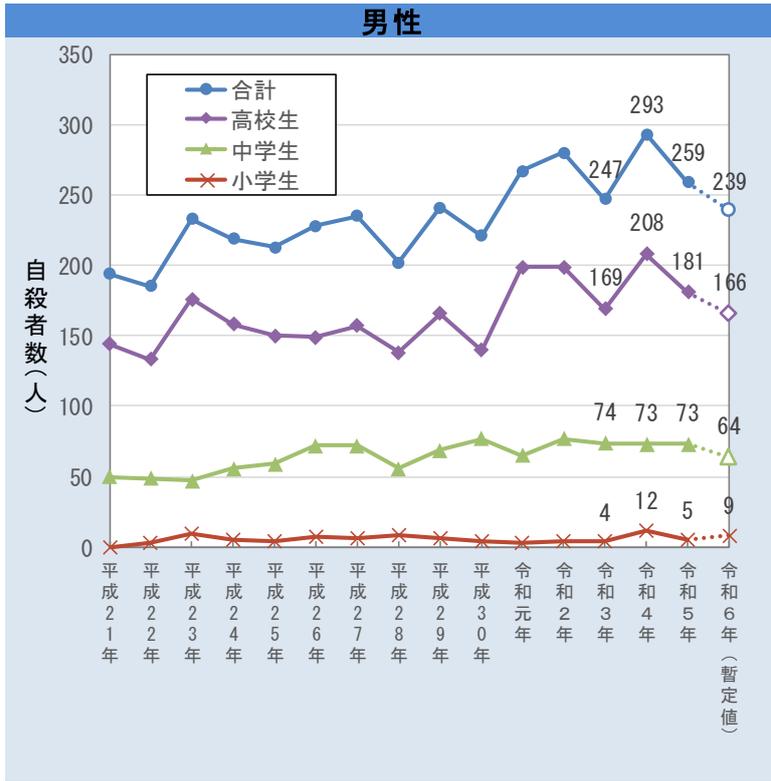


		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和6年	小中高生計	42	43	28	47	42	53	49	40	58	44	49	32	527
	うち小学生	5	0	0	1	1	0	1	0	4	1	1	1	15
	うち中学生	18	14	10	16	13	15	17	10	13	12	15	10	163
	うち高校生	19	29	18	30	28	38	31	30	41	31	33	21	349
令和5年	小中高生計	43	24	27	53	39	38	43	52	54	61	37	42	513
	うち小学生	3	1	0	2	1	0	1	0	0	3	1	1	13
	うち中学生	14	9	11	12	9	14	12	19	11	22	9	11	153
	うち高校生	26	14	16	39	29	24	30	33	43	36	27	30	347
対前年増減数(月別)(6-5)	小中高生計	-1	19	1	-6	3	15	6	-12	4	-17	12	-10	14
	うち小学生	2	-1	0	-1	0	0	0	0	4	-2	0	0	2
	うち中学生	4	5	-1	4	4	1	5	-9	2	-10	6	-1	10
	うち高校生	-7	15	2	-9	-1	14	1	-3	-2	-5	6	-9	2
対前年増減率(月別)(6/5)	小中高生計	-2.3%	79.2%	3.7%	-11.3%	7.7%	39.5%	14.0%	-23.1%	7.4%	-27.9%	32.4%	-23.8%	2.7%
	うち小学生	66.7%	-100.0%	-	-50.0%	0.0%	-	0.0%	-	-	-66.7%	0.0%	0.0%	15.4%
	うち中学生	28.6%	55.6%	-9.1%	33.3%	44.4%	7.1%	41.7%	-47.4%	18.2%	-45.5%	66.7%	-9.1%	6.5%
	うち高校生	-26.9%	107.1%	12.5%	-23.1%	-3.4%	58.3%	3.3%	-9.1%	-4.7%	-13.9%	22.2%	-30.0%	0.6%

(単位:人)

※令和5年は確定値、令和6年は暫定値

資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成



資料:警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

(単位:人)

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
令和6年(暫定値)	小中高生計	42	43	28	47	42	53	49	40	58	44	49	32	527
	男子計	18	17	12	21	15	26	22	24	26	23	22	13	239
	女子計	24	26	16	26	27	27	27	16	32	21	27	19	288
	小学生	5	0	0	1	1	0	1	0	4	1	1	1	15
	男子	2	0	0	0	1	0	1	0	2	1	1	1	9
	女子	3	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	6
	中学生	18	14	10	16	13	15	17	10	13	12	15	10	163
	男子	6	6	3	6	2	7	9	7	6	5	5	2	64
	女子	12	8	7	10	11	8	8	3	7	7	10	8	99
	高校生	19	29	18	30	28	38	31	30	41	31	33	21	349
男子	10	11	9	15	12	19	12	17	18	17	16	10	166	
女子	9	18	9	15	16	19	19	13	23	14	17	11	183	
令和5年(確定値)	小中高生計	43	24	27	53	39	38	43	52	54	61	37	42	513
	男子計	21	18	16	24	19	23	18	25	22	30	20	23	259
	女子計	22	6	11	29	20	15	25	27	32	31	17	19	254
	小学生	3	1	0	2	1	0	1	0	0	3	1	1	13
	男子	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	5
	女子	2	0	0	2	1	0	1	0	0	1	1	0	8
	中学生	14	9	11	12	9	14	12	19	11	22	9	11	153
	男子	7	5	7	2	6	7	6	9	4	10	5	5	73
	女子	7	4	4	10	3	7	6	10	7	12	4	6	80
	高校生	26	14	16	39	29	24	30	33	43	36	27	30	347
男子	13	12	9	22	13	16	12	16	18	18	15	17	181	
女子	13	2	7	17	16	8	18	17	25	18	12	13	166	

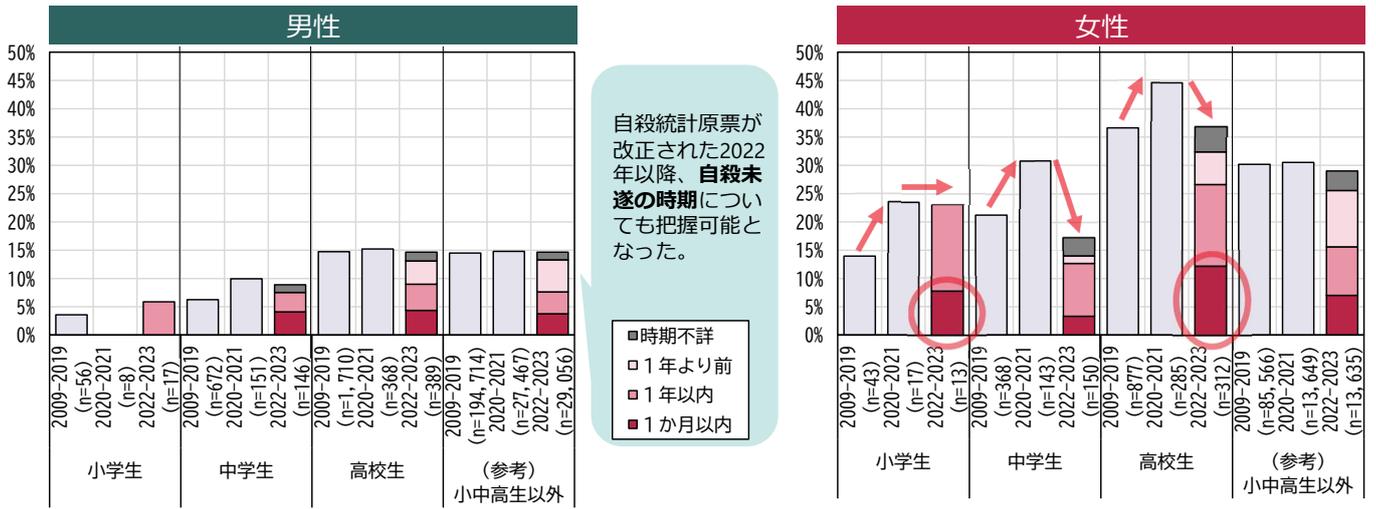
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
R6-R5	小中高生計	-1	19	1	-6	3	15	6	-12	4	-17	12	-10	14
	男子計	-3	-1	-4	-3	-4	3	4	-1	4	-7	2	-10	-20
	女子計	2	20	5	-3	7	12	2	-11	0	-10	10	0	34
	小学生	2	-1	0	-1	0	0	0	0	4	-2	0	0	2
	男子	1	-1	0	0	1	0	1	0	2	-1	1	0	4
	女子	1	0	0	-1	-1	0	-1	0	2	-1	-1	0	-2
	中学生	4	5	-1	4	4	1	5	-9	2	-10	6	-1	10
	男子	-1	1	-4	4	-4	0	3	-2	2	-5	0	-3	-9
	女子	5	4	3	0	8	1	2	-7	0	-5	6	2	19
	高校生	-7	15	2	-9	-1	14	1	-3	-2	-5	6	-9	2
男子	-3	-1	0	-7	-1	3	0	1	0	-1	1	-7	-15	
女子	-4	16	2	-2	0	11	1	-4	-2	-4	5	-2	17	

※令和5年は確定値、令和6年は暫定値

資料:警察庁自殺統計原票データより厚生労働省自殺対策推進室作成

- 小中高生の自殺者急増前（2009～2019年）、自殺者急増期（2020～2021年）、自殺者急増後（2022～2023年）の各期間について、小中高生の自殺者に占める**自殺未遂歴ありの割合の推移**をみると、
 - 女性は、自殺者急増期に自殺未遂歴ありの割合が上昇している。
 - 女子小学生は、自殺者急増後も自殺未遂歴ありの割合が横ばいで推移している。
- 2022年以降では、小中高生は男女ともに自殺未遂があった時期が自殺の1年以内である場合が過半数を占め、特に**女子小学生や女子高校生では、自殺から1か月以内に自殺未遂歴があった自殺者の割合が高い。**

性別、期間別にみた小中高生の自殺者における自殺未遂歴ありの割合



資料：警察庁自殺統計原票データより厚生労働省作成

都道府県別の小中高生の自殺者数（令和元年～令和5年の累計）

令和6年3月29日現在

北海道	103人	東京都	297人	滋賀県	27人	香川県	15人
青森県	18人	神奈川県	118人	京都府	34人	愛媛県	20人
岩手県	25人	新潟県	39人	大阪府	141人	高知県	15人
宮城県	44人	富山県	12人	兵庫県	124人	福岡県	97人
秋田県	14人	石川県	21人	奈良県	38人	佐賀県	15人
山形県	27人	福井県	15人	和歌山県	11人	長崎県	14人
福島県	40人	山梨県	23人	鳥取県	3人	熊本県	29人
茨城県	53人	長野県	41人	島根県	15人	大分県	16人
栃木県	57人	岐阜県	40人	岡山県	40人	宮崎県	30人
群馬県	32人	静岡県	72人	広島県	55人	鹿児島県	33人
埼玉県	151人	愛知県	157人	山口県	25人	沖縄県	18人
千葉県	140人	三重県	37人	徳島県	7人	全国計	2,398人

※ 発見日、発見地集計

第4次「自殺総合対策大綱」 (令和4年10月14日閣議決定)のポイント

- 自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。(平成18年:32,155人→令和元年:20,169人)
- 自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、**女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっていることから、今後5年間で取り組むべき施策を新たに位置づける。**

1 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ 自殺等の事案について**詳細な調査や分析**をすすめ、自殺を防止する方策を検討。
- ▶ **子どもの自殺危機に対応していくチーム**として学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることができる仕組み等の構築。
- ▶ 命の大切さ・尊さ、**SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応**等を含めた教育の推進。
- ▶ 学校の**長期休業時の自殺予防強化、タブレットの活用**等による自殺リスクの把握やプッシュ型支援情報の発信。
- ▶ 令和5年4月に設立が予定されている「**こども家庭庁**」と連携し、**子ども・若者の自殺対策を推進する体制を整備。**

2 女性に対する支援の強化

- ▶ **妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化。**

3 地域自殺対策の取組強化

- ▶ **地域の関係者のネットワーク構築**や支援に必要な情報共有のための**プラットフォームづくり**の支援。
- ▶ 地域自殺対策推進センターの機能強化。

4 総合的な自殺対策の更なる推進・強化

- ▶ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進。**
- ▶ 国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が**一丸となって取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化。**

- 孤独・孤立対策等との連携 ■ 自殺者や親族等の名誉等 ■ ゲートキーパー普及※ ■ SNS相談体制充実 ■ 精神科医療との連携
- 自殺未遂者支援 ■ 勤務問題 ■ 遺族支援 ■ 性的マイノリティ支援 ■ 誹謗中傷対策 ■ 自殺報道対策 ■ 調査研究 ■ 国際的情報発信など

※ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

第4次「自殺総合対策大綱」の概要

※赤字は旧大綱からの主な変更箇所

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
- ✓ **新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進(新)**
 - ・自殺への影響について情報収集・分析
 - ・ICT活用を推進
 - ・女性、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親、フリーランス、児童生徒への影響も踏まえた対策
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
 - ・自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持つ旨を明確化
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
 - ・こども家庭庁(令和5年4月に設立予定)、孤独・孤立対策等との連携
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
 - ・地域の支援機関のネットワーク化を推進し必要な情報を共有する地域プラットフォームづくりを支援
6. **自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する(新)**
 - ・自殺者、自殺未遂者、親族等への配慮

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

→重点施策の拡充内容については、次頁以降

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. **女性の自殺対策を更に推進する(新)**

第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。 ※旧大綱の数値目標を継続(平成27年:18.5 ⇒ 令和8年:13.0以下) ※令和2年:16.4

第6 推進体制等

1. 国における推進体制
 - ・指定調査研究等法人(いのち支える自殺対策推進センター)が、エビデンスに基づく政策支援、地域が実情に応じて取り組むための人材育成等を推進
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
 - ・地域自殺対策計画の策定・見直し等への支援
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し
 - ・社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年を目途に見直しを行う

第4次「自殺総合対策大綱」

<第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要>

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- **地域自殺対策推進センターへの支援**
 - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
 - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- **児童生徒の自殺対策に資する教育の実施**
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- **自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発**
 - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
 - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- **自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用**
 - ・相談機関等に集約される情報の活用を検討
- **子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との連動**
 - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
 - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR: Child Death Review)の推進
 - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体型の実態把握
- **コロナ禍における自殺等の調査**
- **うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究**

4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- **ゲートキーパーの養成**
 - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- **自殺対策従事者への心のケア**
 - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- **家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援**

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
 - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- **精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等**
 - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- **子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備**
 - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- **相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化**
- **ICT（インターネット・SNS等）活用**
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- **インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化**
 - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーパトロールによる取組を推進
 - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- **性的マイノリティの方等に対する支援の充実**
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- **自殺対策に資する居場所づくりの推進**
 - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- **報道機関に対するWHOガイドライン等の周知**
- **自殺対策に関する国際協力の推進**

第4次「自殺総合対策大綱」

<第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要>

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- **医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化**
 - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
 - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- **家族等の身近な支援者に対する支援**
 - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- **学校、職場等での事後対応の促進**
 - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- **遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等**
 - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- **遺児等への支援**
 - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- **民間団体の相談事業に対する支援**
 - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦しめた子どもの自殺の予防
- **学生・生徒への支援充実**
 - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
 - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
 - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行える体制の構築
 - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- **SOSの出し方に関する教育の推進**
 - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
 - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- **子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実**
 - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- **知人等への支援**
 - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- **子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備**
 - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- **長時間労働の是正**
 - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
 - ・勤務間インターバル制度の導入促進
 - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
 - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
 - ・副業・兼業への対応
- **職場におけるメンタルヘルス対策の推進**
- **ハラスメント防止対策**
 - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- **妊産婦への支援の充実** (新設)
 - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- **コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援**
 - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
 - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
 - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- **困難な問題を抱える女性への支援**

- 近年、小中高生の自殺者数は増加しており、令和4年の小中高生の自殺者数は514人と過去最多となった。
- 関係省庁連絡会議を開催。有識者・当事者の方々からのヒアリングも踏まえ、こどもの自殺対策の強化に関する施策をとりまとめた。
- このとりまとめに基づき、自殺に関する情報の集約・分析、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの把握や都道府県等の「若者自殺危機対応チーム」の設置の推進など、総合的な取組を進めていく。
- 今後、さらにそれぞれの事項についてより具体化を図った上で、こども大綱に盛り込めるよう検討を進める。

こどもの自殺の要因分析

- ・ 警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する自殺統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究の実施（自殺統計原票、救急搬送に関するデータ、CDRによる検証結果、学校の設置者等の協力を得て詳細調査の結果等も活用）
- ・ 学校等における児童生徒等の自殺又は自殺の疑いのある事案についての基本調査・詳細調査の実施。国における調査状況の把握・公表 等

自殺予防に資する教育や普及啓発等

- ・ すべての児童生徒が「SOSの出し方に関する教育」を年1回受けられるよう周知するとともに、こどものSOSをどのように受け止めるのかについて、教員や保護者が学ぶ機会を設定
- ・ 「心の健康」に関して、発達段階に応じて系統性をもって指導。「心の健康」に関する啓発資料の作成・周知 等

自殺リスクの早期発見

- ・ 1人1台端末の活用等による自殺リスクの把握のための、システムの活用方法等を周知し、全国の学校での実施を目指す。科学的根拠に基づいた対応や支援のための調査研究
- ・ 自殺リスク含む支援が必要なこどもや家庭を早期に把握・支援するため、個人情報などの適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えた連携に取り組む
- ・ 公立小学校、中学校等でのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置促進 等

電話・SNS等を活用した相談体制の整備

- ・ 「孤独ダイヤル」（#9999）の試行事業の実施
- ・ LINEやウェブチャット・孤立相談等のSNSを活用した相談体制の強化 等

自殺予防のための対応

- ・ 多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充。その上で、危機対応チームの全国展開を目指す
- ・ 不登校児童生徒への教育機会の確保のための関係機関の連携体制の整備や、不登校特例校の設置促進・充実 等

遺されたこどもへの支援

- ・ 地域における遺児等の支援活動の運営の支援 等

こどもの自殺対策に関する関係省庁の連携及び体制強化等

- ・ こども家庭庁の自殺対策室の体制強化、関係省庁と連携した啓発活動
- ・ 「こども若者★いけんぷらす」によるこどもの意見の公聴、制度や政策への反映（支援につながりやすい周知の方法も含む）
- ・ 関係閣僚によるゲートキーパー研修の受講及び全国の首長に向けた受講呼びかけメッセージの作成 等

こどもの自殺対策緊急強化プランのポイント

リスクの早期発見

1人1台端末の活用等により、自殺リスクの把握

や適切な支援につなげるため、有償・無償で利用できるシステムやその活用方法、マニュアル等を整理・作成し、全国の教育委員会等に周知し、全国の学校での実施を目指すとともに、科学的根拠に基づいた対応や支援を可能とするための調査研究を実施し成果を普及する



的確な対応

多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」

を都道府県等に設置し、自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者など市町村等では対応が困難な場合に、助言等を行うモデル事業の拡充を図るとともに、より効果的な取組となるよう、運営に関するガイドラインの策定も含め、実施自治体に対し、指定調査研究等法人が必要な支援を行う。その上で、「若者の自殺危機対応チーム」の全国への設置を目指す



要因分析

警察や消防、学校や教育委員会、地方自治体等が保有する 自殺に関する統計及びその関連資料を集約し、多角的な分析を行うための調査研究を立ち上げ、EBPMの視点も踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握に取り組む



こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現

子ども・若者の自殺危機対応チーム事業の更なる推進

令和7年度当初予算案 38億円の内数 (37億円の内数) ※()内は前年度当初予算額
※令和6年度補正予算額 20億円の内数

(38億円の内訳)
地域自殺対策強化交付金 32億円
調査研究等業務交付金 6.0億円

1 事業の目的

- 令和5年(2023年)の小中高生の自殺者数は、513人となり、過去最多であった前年(514人)と同水準で推移しており、自殺予防等への取組について強化していく必要がある。特に、自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化が必要である。
- 「子どもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)や「自殺総合対策大綱」(令和4年10月14日閣議決定)においても、子どもの自殺危機に対応していくチームとして、学校、地域の支援者等が連携し自殺対策にあたることのできる仕組みの構築について盛り込まれている。また、本プランにおいては、チームの全国への設置を目指すことになっている。
- こうした状況を踏まえ、子どもの自殺対策の強化の観点から、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」の設置による子どもや若者の困難事案への的確な対応に向け、より一層取組を推進する必要がある。

2 事業の概要・スキーム

多職種の専門家で構成される「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある子ども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業を実施する。

【子ども・若者の自殺危機対応チーム】(事務局:地域自殺対策推進センター等)

- 支援対象者: 次の子ども・若者のうち、市町村等での対応困難な場合に対応チームによる支援を必要とする者
 - ①自殺未遂歴がある、②自傷行為の経験がある、③自殺をほのめかす言動があり、自殺の可能性が否定できない 等
- 構成: 精神科医、心理士、精神保健福祉士、弁護士、NPO法人 等 ※ケースや地域の実情・課題により必要な人員とする
- 内容: 地域の関係機関からの支援要請を受けて、以下を実施。
 - ①チーム会議の開催: 支援方針・助言等の検討
 - ②支援の実施: 支援方針に基づく地域の関係機関への指導・助言、現地調査
 - ③支援の終了: 地域の関係機関への引継
- 都道府県・指定都市への取組支援:
厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」が、当該事業を実施する都道府県・指定都市に係る情報を整理し、本事業に取り組む都道府県・指定都市への支援を行う。



3 実施主体等

- 実施主体: 都道府県・指定都市、厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率: 10/10

「子ども・若者の自殺危機対応チーム事業」の状況

- 厚生労働省、文部科学省、子ども家庭庁の3大臣連名で、子ども・若者の自殺危機対応チームの設置を呼びかけるメッセージを発信(2023年9月8日)
- 全国会議で都道府県・指定都市等に対して、子ども・若者の自殺危機対応チーム事業を説明(2023年9月22日、2024年7月22日、2025年2月13日)

<地域自殺対策強化交付金による実施状況>

【令和5年度】令和5年度当初予算

支援自治体数: 4自治体(令和5年度交付決定ベース)

⇒ 長野県、福井県、大阪府、静岡市

【令和6年度】令和6年度当初予算、令和5年度補正予算(繰越分)

支援自治体数: 16自治体(令和6年度交付決定ベース)

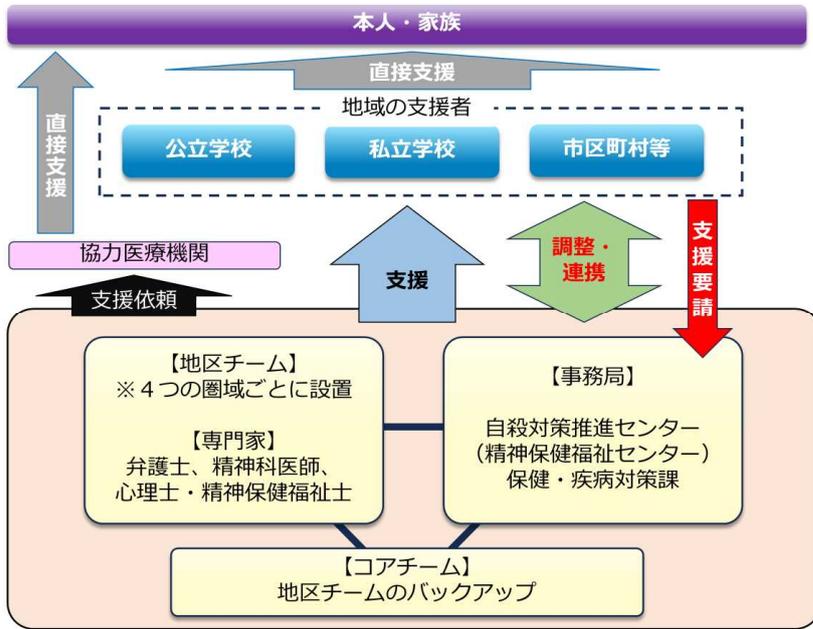
⇒ (上記4自治体に加え)

青森県、宮城県、埼玉県、滋賀県、鳥取県、岡山県、徳島県、高知県、大分県、札幌市、名古屋市、北九州市

こどもの自殺対策においては地方公共団体の果たす役割が非常に大きく、学校や教育委員会、家庭、地域が連携して、地域全体で子どもたちを守る仕組みを構築することが重要になる。

【支援の流れ】

チームは、全県1つの「コアチーム」と、4つの圏域ごとに設置された「地区チーム」に分かれている。コアチームは主に地区チームのバックアップや事例分析、地区チームは支援要請のあったケースの地域支援機関に対する支援を担っている。



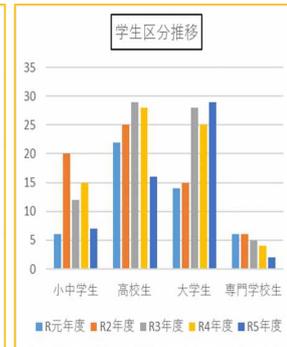
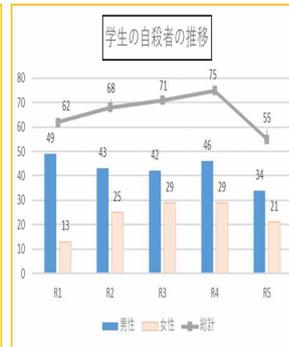
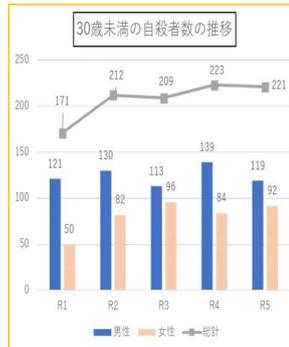
【チームによる支援の主な流れ】

- ①地域の支援機関等からの支援要請を受け、チーム事務局において、地域の支援機関等に聞き取りを実施。
- ②支援機関等から聞き取った内容を基に、チーム事務局において地区チームのメンバーを選任。地区チームの支援検討会議において支援方針を検討し、同方針に基づき地域の支援機関等を支援。支援方針の検討に当たっては、必要に応じてコアチームに助言等を依頼。また、支援検討会議において医療機関の受診等が必要と判断した場合、チーム事務局から協力医療機関に対し支援を依頼するとともに、必要に応じて他の関係機関にも協力を要請し、連携支援を実施。
- ③地域の支援機関等により、支援対象の子どもや家族を支援。
- ④支援状況等は地区チーム内で共有し、更なる支援が必要な場合は支援方針を検討し地域の支援機関等を支援。また、コアチーム会議により支援ケースの検証を行い、地区チームにフィードバックする。

他の自治体における子ども・若者の自殺危機対応チーム事業の取組例

経過

H30年以降、30歳未満の若年層の自殺者数が増加し高止まりの状況。また、自殺未遂者相談支援事業の対象者はR3年度から高校生、大学生等の若年層で高止まりの状況である。R4年10月14日閣議決定された、新たな「自殺総合対策大綱」においても、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」が取り組むべき施策に位置付けられており、若年層への自殺対策は喫緊の課題であるため、国のモデル事業に応募し、令和5年度より事業開始。



目的

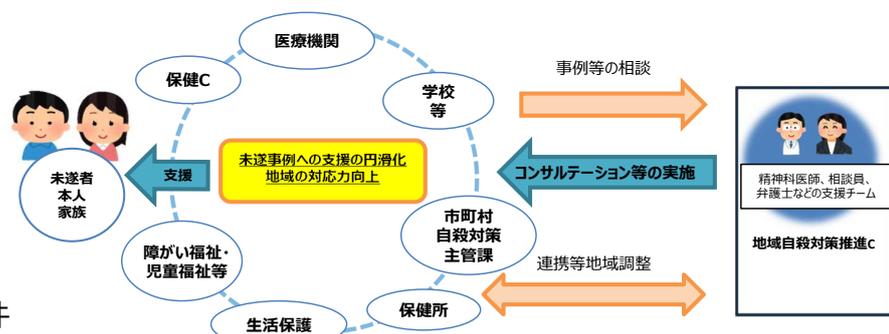
自殺者数が増加傾向にある若年層に対する自殺予防の一環として、自殺未遂歴や自傷行為等のあるハイリスクな若者の支援を強化することで、自殺者数の減少をめざす。

【事業概要】

若者の自殺未遂支援事例について、保健所や市町村、教育機関等、地域の関係機関のみでは対応に苦慮する事例のうち、特に近年自殺未遂者の増加が顕著な高校生・大学生等の支援者を対象に、精神科医師や弁護士等、多職種の専門家がチームとなり、関わり方等についてコンサルテーション実施するとともに、地域における対応力を向上をめざす。

【支援実績】（R6.10月末現在）

R5年度：相談2件 うち支援実施1件
R6年度：相談8件 うち支援実施7件



事業概要・実績

1. 対象者の属性

【所属】

中学生	1
高校生	4
大学生	1
有職者	1

【依頼元】

保健所	1
市町村	1
高等学校	4
大学	1

【性別】

男性	1
女性	6

【年齢】

0～19才	6
20～29才	1

2. 参加者の属性

【所属】

保健所	3
市町村	8
教育機関	77
児童相談所	4

【職種】

相談員	11
保健師	1
心理職	4
教員	74
その他	4

3. 助言内容

【助言者】

精神科医	7
------	---

【助言内容】

医療受診	3
症状の理解	6
本人への支援について	2
学校の対応について	8
家族への支援について	1
今後の支援について	1

※ R6年度4月～10月の支援実績

他の自治体におけるこども・若者の自殺危機対応チーム事業による支援を受けた機関からの声等

自殺未遂に至る背景

- ▶ 過去に自殺企図歴があり、漠然とした希死念慮があった。
- ▶ コミュニケーションが苦手な学校生活になじめていなかった。
- ▶ 不快感情があり、ストレス対処法が自傷行為になっていた。
- ▶ 背景に被虐待歴等があり、家庭や学校にも安心した居場所がなかった。
- ▶ 精神疾患や軽度知的障がいと疑われるものの適切な相談や治療につながっていなかった。

効果

- ▶ 精神科医からの助言を受ける機会の少ない支援者に、医療者の視点で見立てや対応への助言を行うことにより、症状の理解や本人理解が進んだ。
- ▶ 外部の専門家からの助言により、新たな視点でこれまでの支援について振り返ることができ、本人を取り巻く環境などについても幅広く整理が進んだ。
- ▶ 先の見通しが立つことで、支援者の不安が軽減するとともに、これまで行ってきた支援の良い点について正しく評価されることで、自信をもって関わられるようになった。
- ▶ 教職員の間で未遂をする生徒、学生への支援についての意識がさらに高まり、専門家を交えた校内勉強会の開催につながった。
- ▶ 本人を取り巻く支援機関で支援の方向性を共有して役割分担を行うことで顔の見える関係を構築するきっかけとなった。

課題と方向性

- ▶ 助言直後の参加者アンケートで、専門家からの助言が有効であったことはわかったが、その後の支援に実際に有効であったかを評価するため、実施3か月後にも参加者アンケートによる効果測定を行い、課題を集約する予定。
- ▶ 学校や地域の支援機関で対応に苦慮する事例に対して、本事業が有効であることが一定わかったことから、そのような事例がある学校や地域の支援機関での活用を促進するため、関係機関にさらなる周知を行う必要がある。

自殺総合対策の推進

令和7年度当初予算案40.3億円(令和6年度当初予算38.9億円)

【内訳】

1. 地域自殺対策強化交付金	32.1億円	(30.5億円)
2. 地域自殺対策推進センター運営事業費	1.1億円	(1.2億円)
3-1. 調査研究等業務交付金	6.0億円	(6.0億円)
3-2. ゲートキーパー基盤整備事業費	0.2億円	(0.3億円)
3-3. その他(本省費)	0.9億円	(0.9億円)

※令和6年度補正予算

地域自殺対策強化交付金	20.3億円
-------------	--------

<自殺総合対策大綱に掲げた数値目標>

自殺死亡率を令和8年までに
平成27年比で30%以上減少

※自殺死亡率とは、人口10万人当たりの自殺による死亡率をいうもの。平成27年の自殺死亡率は18.5であり、それを30%以上減少させると13.0以下となる。

1. 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進 (令和7年度当初予算案：32.1億円)

- 自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、地域の実情に応じた相談対応、普及啓発、自殺未遂者や自死遺族への支援等の実践的な自殺対策の取組を支援
- 我が国の自殺者数は、21,837人(令和5年)であり、依然として高い水準で推移している深刻な状況にあることを踏まえ、電話・SNSを活用した相談体制等の強化を支援
- 「こどもの自殺対策緊急強化プラン」(令和5年6月2日とりまとめ)を踏まえ、多職種の専門家で構成される「こども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の実施を支援

地域におけるこども・若者等の自殺危機への対応強化 (令和6年度補正予算：20.3億円)

- 「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ等への支援
- 地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援
- 社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

2. 地域自殺対策推進センターの運営の支援 (令和7年度当初予算案：1.1億円)

- 市町村等において地域の状況に応じた自殺対策が総合的かつ効率的に推進されるよう、地域自殺対策推進センターが必要な体制を整備し、市町村等に対する適切な助言や情報提供等を行うことを支援

3. 自殺対策に関する調査研究等の推進 (令和7年度当初予算案：7.1億円)

- 我が国の自殺対策の中核として機能する指定調査研究等法人において、多様なデータ等を活用した自殺対策の検討等の調査研究の充実を図るとともに、地域の自殺対策への取組支援等を実施
- ゲートキーパー普及に向けた基盤の構築(研修教材作成、講師養成等)
- 自殺予防週間及び自殺対策強化月間等において、全国的な普及啓発活動を実施

電話・SNSを活用した
相談体制等の強化

こども・若者の
自殺危機対応チーム
による支援の実施

ゲートキーパーの
養成・支援



拡充 地域自殺対策強化交付金による自殺対策の推進

令和7年度当初予算案 32億円(31億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 我が国の自殺者数は、21,837人(令和5年)となっており、依然として高い水準で推移している深刻な状況にある。
- 自殺対策基本法に基づき、地域における自殺の実態及び特性に即した自殺対策等を支援するために、交付金を交付することとしている。
- 地域の特性に応じた継続的な対策を後押しし、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指す。

2 事業の概要・スキーム

交付金の交付により、地域の実情に応じた実践的な取組を行う地方自治体や広く全国に事業を展開する民間団体の取組を支援する。

【事業内容】

<①地域自殺対策強化事業(地方自治体向け) 交付率：1/2,2/3,10/10>

- 対面、電話、SNS相談の実施
 - ・自殺予防関連の相談会の開催
 - ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化(拡充)
- 人材養成の支援
 - ・各種相談員の養成
 - ・ゲートキーパーの養成
- 適切な情報の発信
 - ・支援情報や自殺相談窓口等に関する情報の周知
- 自殺未遂者や自死遺族への支援
 - ・自殺未遂者への継続的支援や自死遺族団体に対する活動支援
- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援の実施 等

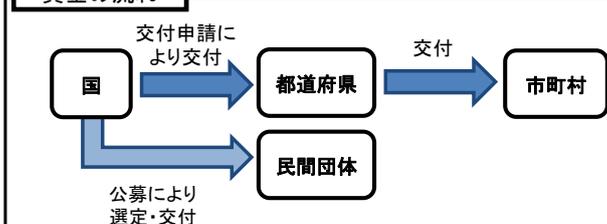
<②自殺防止対策事業(民間団体向け) 交付率：10/10>

- ・電話・SNSを活用した相談体制等の強化(拡充)
- ・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチ支援
- ・ゲートキーパーになった者に対する支援 等

3 実施主体等

- 実施主体：都道府県・市町村、民間団体
- 交付率：1/2,2/3,10/10(都道府県・市町村)
：10/10(民間団体)

資金の流れ



電話・SNSを活用した
相談体制等の強化

こども・若者の
自殺危機対応チーム
による支援の実施



自殺対策に関する調査研究等の推進

令和7年度当初予算案 6.0億円 (6.0億円) ※ ()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○ 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)の趣旨にのっとり、調査研究等の推進により、自殺対策の一層の充実を図ることを目的として、令和元年9月12日に施行された「自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律」(令和元年法律第32号)に基づき、指定調査研究等法人として「一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター」を指定し、国が調査研究等業務に要する費用を交付するもの。

2 事業の概要

【自殺の実態等の調査研究・検証の実施とその成果の活用】

- 自殺対策を総合的に推進するため、社会学、経済学、応用統計学等の学際的な調査研究や、多様なデータ等を活用した自殺対策の検討等の調査研究を行う。
- 都道府県・市町村等が地域の状況に応じた実効性のある自殺対策を推進できるよう、地域毎の自殺の実態や政策ニーズの把握と分析等、総合的な政策の企画立案・関連施策の連携につながる調査研究を推進する。

【調査研究・検証を行う者に対する助成】

- 革新的自殺研究を推進するため、必要な助言、評価等を行う体制を構築して、調査研究等を行う者に対して助成を行う。(革新的自殺研究推進プログラム)

【先進的な取組に関する情報の収集、整理、提供】

- 我が国の自殺対策の情報発信、海外の自殺対策の先進事例の収集等、国際連携に取り組む。

【地域の状況に応じた自殺対策の策定及び実施】

- 各都道府県・指定都市の地域自殺対策推進センター等の担当者や自殺対策関係者に対し、指導助言を行う。
- 国と地方の連携を図るため、連絡会議を開催するとともに、必要に応じて、市町村との意見交換や指導を行うためのブロック会議を開催する。

【地方公共団体等の関係職員に対する研修】

- 地方公共団体の職員、自殺対策に係る活動を行う民間団体の職員、その他の関係者に対する研修を行う。
- 自殺未遂者の再度の自殺を防止するため、医療従事者を対象にした研修を行う。

【自傷・自殺未遂レジストリの運用】

- 自傷・自殺未遂レジストリを運用し、自殺未遂者の実態把握や調査分析を行う。

3 実施主体等

- 実施主体: 厚生労働大臣指定調査研究等法人「いのち支える自殺対策推進センター」
- 交付率: 10/10

【○地域におけるこども・若者等の自殺危機への対応強化、官民協働等による困難な問題を抱える女性への包括的な支援体制の強化】

施策名: 地域における自殺対策の強化

令和6年度補正予算 20億円

① 施策の目的

・小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和6年においても過去最多の水準で推移している。
・このため、こども・若者の自殺予防等への取組を強化する必要があり、特に自殺未遂歴や自傷行為歴等のあるハイリスク者への危機介入の強化及び地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等を行う必要がある。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

I 地域におけるこども・若者の自殺危機への対応強化

(1) 「こども・若者の自殺危機対応チーム」の立ち上げ等への支援

・都道府県・指定都市において、多職種の専門家て構成されるチームを設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等があるこども・若者への対応が困難な場合に、助言等を行う事業の立ち上げ等を支援



(2) 地域におけるSNS等を活用した自殺に関する悩みに対する相談体制の強化等の支援

・都道府県・指定都市が行うSNS等を活用した相談体制の強化

・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施

・自殺念慮者やハイリスク者に対するアウトリーチや一次保護の実施、居場所の提供

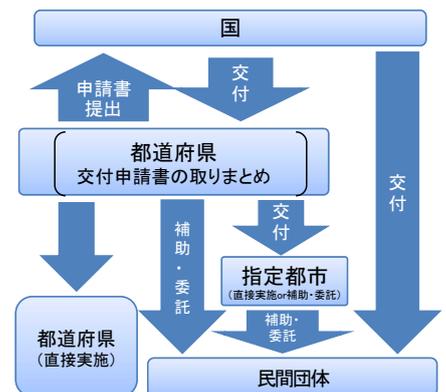
・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、相談支援の環境整備等への支援



II 社会的に孤立し不安を抱えている人に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組支援

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 実施主体: 都道府県・指定都市、民間団体
- 交付率: 10/10、2/3(都道府県・指定都市)
: 10/10(民間団体)



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・地域の支援者支援を通じて、関係機関等の実務的な連携を強化するとともに、こども・若者の自殺企図を防止する。
- ・電話やSNS等を活用した相談体制の更なる強化等を図り、地域における具体的な支援につなげることで、自殺者数の減少に資する。

各 都道府県知事 殿
指定都市市長 殿
都道府県議会・指定都市議会議長 殿
都道府県・指定都市教育長 殿

子どもの自殺対策の推進のために

例年、長期休み明けとなるこの時期に、誠に忸怩たる思いではありますが、子どもの自殺が増加する傾向にあります。近年増加傾向にあった小中高生の自殺者数は、令和4年に514名となり、過去最多となっています。

こうした非常事態に対処するため、政府は、昨年10月に新たな自殺総合対策大綱を策定し、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化を図ることとしました。本年6月2日には、「子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「子どもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめました。これらも踏まえ、今後も引き続き、関係省庁が連携して、子ども・若者の自殺対策を推進してまいります。

子どもの自殺対策においては、地方自治体の果たす役割が非常に大きく、トップの皆様のリダーシップの下、関係部局間の連携に加え、学校、教育委員会、家庭、地域が連携して、地域全体で子どもたちを守る仕組みを構築することが重要になります。

政府としても、地方自治体や教育委員会への支援をしっかりと行っていく所存であり、来年度予算概算要求においても、様々な予算を要求しています。主なものを2点、ご紹介します。

- 1) 自殺リスクの高い児童生徒への対応といった観点で、都道府県及び指定都市が、多職種の専門家により構成される「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校や市区町村を支援する際に活用いただける予算を大幅に拡充して計上しています。

- 2) 自殺リスクの早期発見の観点では、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入を推進するための予算を新たに計上しています。

是非、都道府県及び指定都市におかれましては、児童生徒の自殺リスクを早期に発見すると同時に、「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を通じて、学校と地域が連携して、子どもの命を守るための取組を強化していただきますようお願いいたします。

また、自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげるのが重要です。1人でも多くの方に、このような役割を担う「ゲートキーパー」としての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから行動を起こしていただければと考えています。そのため、今般、国において、「ゲートキーパー」に関するeラーニング教材を作成しました。

9月10日から9月16日までの1週間は自殺予防週間です。我々も受講する予定ですが、各自治体のトップの皆様にもぜひ受講していただき、全庁的な取組として地域の自殺対策を推進するため、関係部署等の職員の皆様にも受講を勧めていただきますようお願いいたします。

子どもが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、国と地方が力を合わせて取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きのお力添えをお願いいたします。

令和5年9月8日

厚生労働大臣

加藤勝信

文部科学大臣

永岡桂子

子ども政策担当大臣

小倉将信

各 市区町村長 殿
市区町村議会議長 殿
市区町村教育長 殿

子どもの自殺対策の推進のために

例年、長期休み明けとなるこの時期に、誠に忸怩たる思いではありますが、子どもの自殺が増加する傾向にあります。近年増加傾向にあった小中高生の自殺者数は、令和4年に514名となり、過去最多を更新しています。

こうした非常事態に対処するため、政府は昨年10月に新たな自殺総合対策大綱を策定して、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化を図ることとしました。本年6月2日には、「子どもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」において、「子どもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめました。これらも踏まえ、今後も引き続き、関係省庁が連携して、子ども・若者の自殺対策を推進してまいります。

子どもの自殺対策においては、地方自治体の果たす役割が非常に大きく、トップの皆様のリダーシップの下、関係部局間の連携に加え、学校、教育委員会、家庭、地域が連携して、地域全体で子どもたちを守る仕組みを構築することが重要になります。

政府としても、地方自治体や教育委員会への支援をしっかりと行っていく所存であり、来年度予算概算要求においても、様々な予算を要求しています。

例えば、自殺リスクの早期発見の観点では、1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の全国の学校での導入を推進するための予算を新たに計上しています。また、自殺リスクの高い児童生

徒への対応といった観点では、都道府県及び指定都市が、多職種の専門家により構成される「子ども・若者の自殺危機対応チーム」を設置し、学校や市区町村を支援する際に活用いただける予算を大幅に拡充して計上しています。

是非、市区町村におかれましては、「心の健康観察」の導入などを推し進め、子どもの命を守るための取組を強化していただきますようお願いいたします。

また、自殺対策では、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して「孤独・孤立」を防ぎ、必要な支援につなげるのが重要です。1人でも多くの方に、このような役割を担う「ゲートキーパー」としての意識を持っていただき、専門性の有無にかかわらず、それぞれの立場でできることから行動を起こしていただければと考えています。そのため、今般、国において、「ゲートキーパー」に関するeラーニング教材を作成しました。

9月10日から9月16日までの1週間は自殺予防週間です。我々も受講する予定ですが、各自治体のトップの皆様にもぜひ受講していただき、全庁的な取組として地域の自殺対策を推進するため、関係部署等の職員の皆様にも受講を勧めていただきますようお願いいたします。

子どもが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、国と地方が力を合わせて取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続きのお力添えをお願いいたします。

令和5年9月8日

厚生労働大臣

加藤勝信

文部科学大臣

永岡桂子

子ども政策担当大臣

小倉将信

ゲートキーパーの推進について

「ゲートキーパー」とは…

悩んでいる人に**気づき**、**声をかけ**、**話を聞いて**、**必要な支援につなげ**、**見守る**人のことです。

気づき・声かけ

家族や仲間の変化に気づいて、声をかける

傾聴

本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける

つなぎ

早めに専門家に相談するように促す

見守り

温かく寄り添いながら、じっくりと見守る

※上記のうちどれか1つができるだけでも、悩んでいる方にとっては大きな支えになります。

<普及促進に向けた主な取組>

- 厚生労働省ホームページ「ゲートキーパーになろう！」の設置
※ 「青年期向け」、「大人向け」と、年代に応じてわかりやすく説明。
※ ゲートキーパーを支援するためのページも新設。
- 各自治体でのゲートキーパー養成研修
- 厚生労働省 X (旧 Twitter) での呼びかけ
- 自殺予防週間等における、全国での広報ポスター掲示、動画広告の配信
- 政府広報との連携による周知
※ インターネットバナー広告、ラジオ番組、BS番組



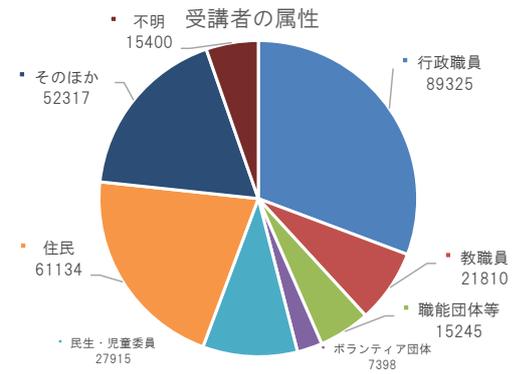
自殺総合対策大綱において、**国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすること**を目指している。

➤ 令和3年度自殺対策に関する意識調査(厚生労働省自殺対策推進室)における認知度は12.3%

<各自治体における研修の実施状況>

● 令和4年度 約29万人

※各自治体からの報告を集計。
※オンラインによる研修受講や研修動画の視聴を含む。

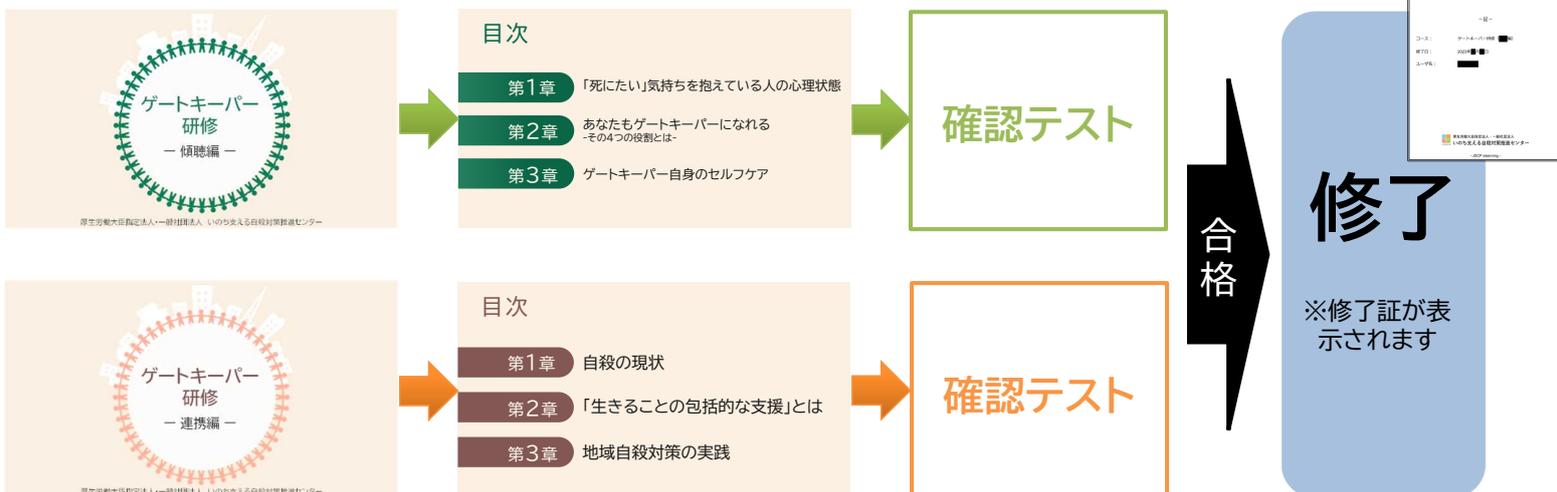


※数値は対象にしている都道府県と市町村の合計

JSCP ゲートキーパー研修について

- いのち支える自殺対策推進センター(JSCP)において、「ゲートキーパー」に関するe-ラーニング教材を作成しました。
- 自治体職員向けに作成しており、①傾聴編(約15分)、②連携編(約35分)で構成されており、動画を視聴後、確認テストを受け合格することで、研修修了となります(全体で約1時間)。
- 自治体職員以外の方も、①傾聴編を受講することにより、ゲートキーパーに必要な知識を得ることができます。

【受講の流れ】



自殺報道への対応（WHO自殺報道ガイドラインを踏まえた報道の要請）

著名人の自殺報道やその他の自殺について、その手段や場所等を詳細を報じることは、その内容や報じ方によっては、とりわけ子どもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねないため、『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道を要請している。（令和2年以降26回実施）

自殺報道ガイドライン（WHO）＜WHO『自殺予防を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識2023年版』より＞

○自殺関連報道として「してはいけないこと」

- ・報道を漫然と繰り返したりしないこと
- ・自殺の手段を描写しないこと
- ・場所に関する名称や詳細な情報を伝えないこと
- ・センセーショナルに扱ったり、美化したり、よくある普通のこととして扱ったり、問題を解決する有効な方法のように紹介したりする言葉やコンテンツは使用しないこと
- ・自殺の原因を単純化したり、一つの要因に決めつけたりしないこと
- ・写真、ビデオ映像、デジタルメディアやソーシャルメディアへのリンクを使用しないこと
- ・遺書の詳細を報じないこと

○自殺関連報道として「すべきこと」

- ・自殺を考えたり自殺の危機が高まったときに、どこに、どのようにして助けを求めればよいか、正しい情報を提供すること
- ・自殺や自殺予防に関して、正確な情報に基づいた事実を周知すること
- ・生活の中でストレスを抱えたり、自殺を考えたりしたときの対処法や助けを求めることの大切さについて報道すること
- ・有名人の自殺を報じる際には、特に注意を払うこと
- ・家族や友人などを自殺で亡くした方、自殺を考えたことがある方や自殺未遂をしたことがある方に取材をする際には、慎重に行うこと

厚生労働省による報道機関への要請



厚生労働大臣指定法人・一般社団法人
いのちを支える自殺対策推進センター
厚生労働省

令和4年5月11日

メディア関係者各位

著名人の自殺及びその手段や場所等の詳細に触れる報道は、報じ方によっては「子どもや若者、自殺念慮を抱えている人の自殺を誘発する可能性」があります。
『自殺報道ガイドライン』を踏まえた報道をお願いします。

タレントの上島竜兵さんが5月11日に逝去され、死因が自殺である可能性があるとの報道がなされています。また、一部のメディアではその手段も報じられています。著名人の自殺に関する報道や、その手段や場所等の詳細を報じることは、その内容や報じ方によっては、とりわけ子どもや若者、自殺念慮を抱えている人に強い影響を与えかねません。

メディア関係者各位におかれましては、今一度、そのリスクについてご留意いただき、WHO『自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2017年版』（いわゆる『自殺報道ガイドライン』）を踏まえた報道を、お願いいたします。

《センセーショナルな自殺報道によるリスク》

- 自殺リスクの高い人はメディアの自殺報道の後に模倣自殺を起こしてしまう危険性があること。
- 有名人の自殺や、自らと重ね合わせやすい（自身と同じ境遇の人など）の自殺は、その危険性が極めて高くなること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、健康面だけでなく生活面や仕事面でも不安を抱えている人が多い現状においては、さらに自殺報道の影響が大きくなることを懸念されること。



厚生労働大臣指定法人・一般社団法人
いのちを支える自殺対策推進センター
厚生労働省

令和4年5月11日

再度の注意喚起

メディア関係者各位

5月11日に逝去された著名人の報道に関して『自殺報道ガイドライン』に反する報道・放送が散見されることを踏まえ、再度、自殺報道に関する注意喚起をさせていただきます。

タレントの上島竜兵さんが5月11日に逝去され、死因が自殺である可能性があるとの報道・放送が行われていることを踏まえて、本日午前中に、『自殺報道ガイドライン』に即した放送・報道をしていただくよう、依頼文を送らせていただきました。

しかしながら、一部のメディアにおいて、『自殺報道ガイドライン』に反する、以下のような報道・放送が行われているため、あらためて自殺報道に関する注意喚起をさせていただきます。次第です。

以下のような放送・報道は、自殺リスクを高めかねません。

- 自殺の「手段」を報じる
- 自殺で亡くなった方の自宅前等から中継を行う
- 自殺で亡くなった場所（自宅）の写真や動画を掲載する
- 街頭インタビューで、市民のリアクションを伝える

令和6年度 自殺対策強化月間における広報の取組

- 全国でのポスターの掲示やインターネット動画等を活用し幅広く、「SNSや電話の相談窓口（まもろうよ ところ（※））」の周知。
- 特に、自殺者数の多い中高年層や子ども・若者を中心に相談を呼びかけ。

※ 厚生労働省ウェブサイト「まもろうよ ところ」
<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



【広報ポスター・動画広告等】

ポスター

▶ 中高年男性や子ども・若者を主なターゲットとして相談を呼びかけ



※全国の自治体、公共施設、学校、医療機関、駅舎、商業施設等での掲示やSNSでの呼びかけ

動画広告

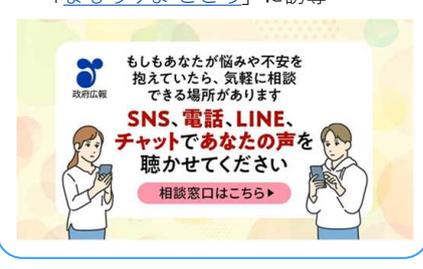
▶ YouTube、Yahoo!等でのスキップができない6秒間/15秒間の短時間動画を配信



【政府広報】

インターネットバナー広告

▶ Yahoo!ニュース等にバナーを掲出 → クリックすると厚労省ウェブサイト「まもろうよ ところ」に誘導



【鉄道事業者との連携】

JR東日本電車内デジタルサイネージ

▶ 【放映期間】 3/31(月)～4/6(日)
【放映線区】 首都圏主要線区
【15秒動画】 ※音声なし



※イメージ

X、Facebook、Instagram等のSNS広告

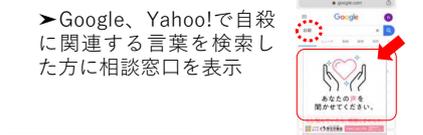
▶ X・Facebook・Instagram等において、ポスターや動画を配信



【その他の広報】

検索連動広告、SNS投稿

▶ Google、Yahoo!で自殺に関連する言葉を検索した方に相談窓口を表示



▶ 自殺対策強化月間に向けて、各種広報媒体を活用し、相談窓口及びゲートキーパー等について投稿

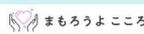
JR西日本電車内デジタルサイネージ

▶ 【放映期間】 3月
【放映線区】 近畿圏主要線区
【15秒動画】 ※音声なし



※イメージ

- ・ 電話やSNSによる相談窓口等の情報をわかりやすくまとめたサイト「まもろうよ ころ」を公開。
- ・ 広報ポスター、広報動画、政府広報、X(旧Twitter)、インターネット広告等を通じて広く周知を図っている。
- ・ 新たに「ころを落ち着けるためのWebサイト」のページを作成し、「かくれてしまえばいいのです」等を紹介(1/29更新)。



New

文字サイズの変更 標準 大 特大

厚生労働省

ホーム | 困った時の相談方法・窓口 | **ころを落ち着けるためのWebサイト** | 自殺対策の今

♥ ゲートキーパーになろう! | 厚生労働省の取り組み | 広げてみよう支え合い



あなたの声を 聴かせてください

もし、あなたが悩みを抱えていたら、相談してみませんか？

電話で話したい >

SNSで話したい >



<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>

くわ 詳しくは **まもろうよ ころ** 検索

New

ころを落ち着けるためのWebサイト

心を落ち着かせたい時、相談窓口が混み合っている時などに試してみませんか

あなたの心がちやちやしたり、ざわついたら、相談窓口以外の方法も試してみませんか？
また、相談窓口が混み合っている時など、窓口につながるまでの間に試してみませんか？
少しほっとするかも知れません。

かくれてしまえばいいのです
(特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク)

ころのオンライン避難所
(一般社団法人 いのちを支える自殺対策推進センター)

電話で話したい >

いのちSOS (特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク)

よりいほつライン (一般社団法人 社会的貧困サポートセンター)

いのちの電話 (一般社団法人 日本いのちの電話連盟)

ころの健康相談ダイヤル

チャイルドライン (特定非営利活動法人 (NPO法人) チャイルドライン支援センター)

24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)

子どもの人権110番 (法務省)

SNSで話したい >

特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク

特定非営利活動法人 東京メンタルヘルス・スクエア

特定非営利活動法人 あなたのいばしょ

特定非営利活動法人 BONDプロジェクト

特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター

支援情報検索サイトについて



悩み別、方法別、地域別に相談したい方に合った相談窓口を検索することができるサイトです。

① 支援情報検索サイト <http://shienjoho.go.jp/> にアクセスします。

② 知りたい情報を選びます。

③ 都道府県・市区町村を選択し「検索」。

※②で「電話」を選択した時の画面です。

※都道府県・市区町村を選択しなくても検索できます。

④ 検索結果が表示されるので、相談先を選びます。

※「詳細」をクリックするとさらに詳しい情報が表示されます。

支援情報検索サイト

相談窓口等のご紹介

電話

メール・SNS

ファックス

他相談窓口

その他の 検索

電話で相談する

代表的な電話相談窓口は、こちらをご覧ください。

地域を選択してください

都道府県 ▼ **選択してください**

市区町村

対面 有 無

電話 有 無

メール・SNS 有 無

訪問 有 無

ファックス 有 無

手紙 有 無

検索 取消

検索条件	検索結果
10代20代の女性のためのLINE相談 実施主体 特定非営利活動法人 BONDプロジェクト 民間 実施期間 毎月曜日・水曜日・木曜日・土曜日(月18時から18時30分まで受付)2部18時30分から22時30分(2部まで受付) 問合せ先 LINE@shienjoho メール:bondproject@line@ 電話:03-6646-6368 事業内容 10代・20代の生きづらさを抱える女子のための安心相談を実施しています。	詳細
18歳未満の子どもの、その家庭に関する様々な相談 実施主体 中野区 行政 実施期間 月曜日から金曜日 午前8時半から午後5時まで 問合せ先 03-3228-7871(子ども家庭相談専用) 事業内容 「なにが話してもわからない」「どうしてわからないかな」とのこと、ご相談ください。子ども自身からの相談も受け付けています。	詳細
41歳以上に電話相談事業 実施主体 東京都児童相談センター 行政 実施期間 平日 9:00~21:00 土日祝日 9:00~17:00(年末年始を除く) 問合せ先 03-3366-4152(いこに電話相談) FAX 03-3366-0336 事業内容 18歳未満の子供に関する様々な相談を受け付けています。	詳細
04(ハート)からの暴力相談 実施主体 杉並区 行政 実施期間 (月)~(金) 9:00~17:00、祝日・休日・休日は休まず 問合せ先 子育てのみで専用ダイヤル:03-6307-0822 事業内容 区議会・ハートからの暴力相談などを受け付けています。	詳細
04(ハート)からの暴力相談 実施主体 杉並区 行政 実施期間 (月)~(金) 9:30~17:00、祝日・休日・休日は休まず	詳細



イラスト：細川貂々